

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

### 1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の運営を安全かつ円滑に行うため「警備・消防・防災専門委員会」を設置する。

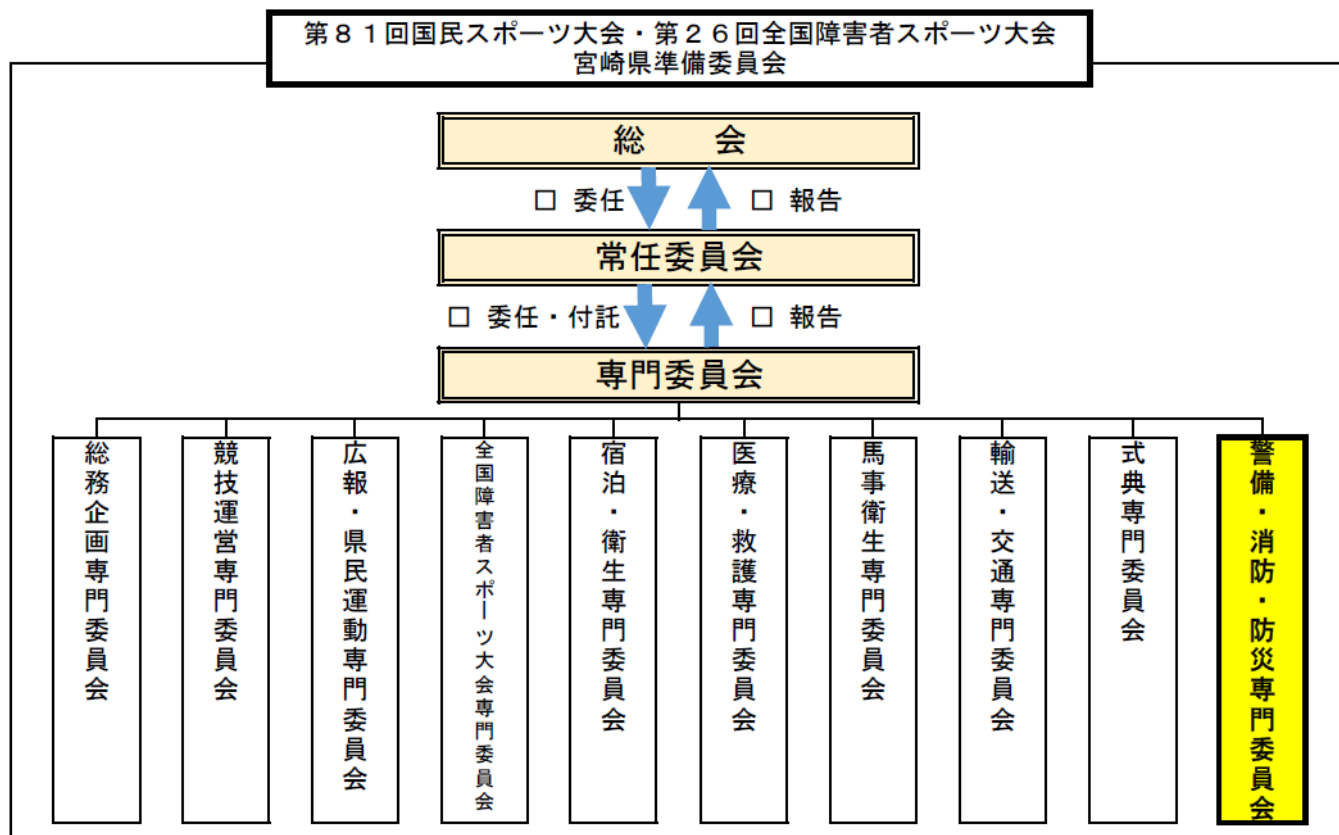
### 2 改正の内容

別紙のとおり

### 3 施行日

令和4年8月22日

<参 考> 宮崎県準備委員会構成図



## 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 1 4 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和4年8月22日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の立案に関する事 と。</li> <li>2 会場地選定に関する事（デモン ストレーションスポーツ、オープン 競技を除く）。</li> <li>3 県及び会場地市町村の業務分担に 関する事。</li> <li>4 競技施設、開・閉会式会場及び開 連施設の基本的事項に関する事。</li> <li>5 他の専門委員会に属さない重要な 事項に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関する事 と。</li> <li>2 文化プログラムに関する事。</li> <li>3 競技施設、開・閉会式会場及び開 連施設に関する事。</li> <li>4 他の専門委員会に属さない事項に 関する事。</li> </ol>
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営等の基本的事項に関する 事。</li> <li>2 競技運営に係る計画の立案に関す る事。</li> <li>3 競技用具の整備計画の事項に関す る事。</li> <li>4 デモンストレーションスポーツの 実施競技及び会場地市町村の選定に 関する事。</li> <li>5 その他の競技運営に係る重要な事 項に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関す る事。</li> <li>2 競技役員等の養成及び編成に関す る事。</li> <li>3 競技用具整備の推進に関するこ と。</li> <li>4 デモンストレーションスポーツに 関する事（実施競技及び会場地市 町村選定を除く）。</li> <li>5 リハーサル大会に関する事。</li> <li>6 競技記録に関する事。</li> <li>7 その他競技運営に関する事。</li> </ol>
広報・県民運動専門委 員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報の基本的事項に関する事。</li> <li>2 県民運動の基本的事項に関するこ と。</li> <li>3 その他広報及び県民運動に係る重 要な事項に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び啓発の実施に関するこ と。</li> <li>2 県民運動の推進に関する事。</li> <li>3 愛称・スローガン、マスコット等 に関する事。</li> <li>4 報道機関との調整に関する事。</li> <li>5 記録映像及び記録写真に関するこ と。</li> <li>6 その他広報及び県民運動に関する 事。</li> </ol>
全国障害者スポーツ大 会専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国障害者スポーツ大会の競技運 営に係る計画の立案に関する事。</li> <li>2 オープン競技の実施競技及び会場 地市町村の選定に関する事。</li> <li>3 その他全国障害者スポーツ大会に 係る重要な事項に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国障害者スポーツ大会の競技運 営に係る計画の推進に関する事。</li> <li>2 その他全国障害者スポーツ大会に 関する事（他の専門委員会の委任 事項は除く）。</li> </ol>

委員会名	付託事項	委任事項
宿泊・衛生専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊及び衛生の基本的事項に関すること。</li> <li>2 その他宿泊及び衛生に係る重要な事項に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊及び衛生に係る計画の推進に関すること。</li> <li>2 その他宿泊及び衛生に係る事項の推進に関すること。</li> </ul>
医療救護専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護の基本的事項に関すること。</li> <li>2 その他医療救護に係る重要な事項に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護に係る計画の推進に関すること。</li> <li>2 その他医療救護に係る事項の推進に関すること。</li> </ul>
馬事衛生専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 馬事衛生の基本的事項に関すること。</li> <li>2 その他馬事衛生に係る重要な事項に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 馬事衛生に係る計画の推進に関すること。</li> <li>2 その他馬事衛生に係る事項の推進に関すること。</li> </ul>
輸送・交通専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通の基本的事項に関すること。</li> <li>2 その他輸送・交通に係る重要な事項に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 全国輸送に関すること。</li> <li>2 開・閉会式の輸送に関すること。</li> <li>3 競技会場の輸送に関すること。</li> <li>4 その他輸送及び交通に関すること。</li> </ul>
式典専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 式典の基本的事項に関すること。</li> <li>2 その他式典に係る重要な事項に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式の企画及び運営に関すること。</li> <li>2 式典音楽に関すること。</li> <li>3 式典演技に関すること。</li> <li>4 大会旗・炬火イベントに関すること。</li> <li>5 その他式典に関すること。</li> </ul>
<b>警備・消防・防災専門委員会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>1 警備及び消防・防災の基本的事項に関すること。</b></li> <li><b>2 その他警備及び消防・防災に係る重要な事項に関すること。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>1 警備及び消防・防災に係る計画の推進に関すること。</b></li> <li><b>2 その他警備及び消防・防災に係る事項の推進に関すること。</b></li> </ul>